

議事録

件名：	契約監視委員会（2015年度第2回）
日時：	2015年9月14日（月曜日） 15：00 ～ 16：45
場所：	JICA 本部役員会議室
委員：	不破 邦俊 公認会計士 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢麿 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 伊藤 隆文 国際協力機構 監事
JICA：	黒柳理事、調達部（事務局）藤谷部長他数名 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、資金協力業務部、情報システム室、中東・欧州部、 東京国際センター、関西国際センター、沖縄国際センター各数名
議題：	競争性のない随意契約の点検（2014年度契約）

議事概要：

1. 競争性のない随意契約の点検（2014年度契約）

本委員会における点検対象契約9件（別添資料1参照）の点検結果及び質疑応答は以下のとおり。

No.1 フィリピン国ミンダナオ平和構築における広報業務にかかる業務委託契約

委員：選定理由のところでは他の案件を含めて議論をしたかったのですが、最初のリストの10番11番については先程ご説明頂きまして、私自身は全然納得していないのですが、敢えてそれには触れないでこの案件だけ取り上げたいと思います。

この広報活動として国際開発ジャーナル社に委託をするということですが、こういう例は他にも多いのかどうか。2年に渡って毎月掲載ということですが、頻度・規模的なものを含めて他の状況との比較をするとどうなのか。概要をご説明頂ければと思います。

JICA：

本件概要についてご説明させて頂きます。本件は2014年3月に包括的和平合意が結ばれましたフィリピンのミンダナオを対象にした広報業務です。同地域にはバンサモロ新自治政府樹立が今取り組まれているわけですが、日本政府、JICAは90年代から当該地域に対する支援を開始しておりまして、14年3月の包括的合意に伴って新政府樹立というこのタイミングで2年間・・・。

委員：そういう説明ではなくて他に同じような広報事業をやる例があるのかどうか、それから規模的なもの、あるいは記事にする頻度、公表の頻度についてかなり多い、例外的という認識でよいのかどうか、そのあたりどうでしょうか。

JICA：今申し上げた通り、ちょうど新政府樹立というクリティカルな状況になっておりましてもともとの構想では2016年に新政府が樹立されるだろうとの見通しの下に、この時期であるが故にJICAの支援と全体の和平のプロセスがどのように関係していくのかということ客観的な視点で書いて頂くことが必要だろうという事でお願いしているものでございます。

従いまして、規模については毎月いろいろ情勢が動きますので、日々刻々動く情勢をフォローする必要があると考えまして、2年間24回という事で考えております。
これまでこのような形で同社と直接契約を結んで広報業務を特定のプロジェクトについてお願いした事はありません。

委員：やはりこういった特殊な事情という事で初めてこういう契約をされたという認識でよろしいですね。

JICA：はい。

委員：それにしても1回あたり200万くらいのコストかける訳ですよ。

JICA：現地取材が2か月に1回入っております、そこでJICA関係者だけではなくフィリピンの政府関係者とか住民に直接話を聞いて、だいたい2週間くらいの調査を行います。渡航費ですとか現地での調査費、武装したボディガードを雇う必要がありますので、そのあたりの経費も含まれております。

委員：かなり大きいという感じがあって、その効果がどれだけあるのかという素朴な関心はありますけれど、他の方法・手段というのはあり得ないという理解でよろしいのですか。

JICA：今回他の出版社もいろいろ調べてみましたが、ほとんどの所は海外での取材を行っておりませんでした。

その点と、独自の媒体を持っているという点、それからODA・JICAについて基本的な理解を持っているという事でいろいろ探したところ、ほとんどの所では海外での取材を行っていないという事で他の手段というのは見当たらなかったという事です。

委員：雑誌とかそういう観点からするとここしかないのかもしれませんが、前に案件として挙げた国際協力レポーターとかそういう仕組みは併用しているのですか？民間の人にレポートさせるという制度がありましたよね。

JICA：治安の問題があって民間の方が行って来られるかということ、そこは難しいと思います。

委員：でも、必ずしもボディガードを付けるのであれば、別にこういった大手の出版社じゃなくても相当程度の知識がある民間の人を招いて、ボディガードを付けて派遣するという事もあり得ますよね。

JICA：レポーターとして、ということですか？

委員：仕組みはいろいろあるとは思いますが。

JICA：そうすると取材と出版は別々という事になる。

委員：まとめて全部出版社にやらせる必要はないのであって、原稿とかそういうのは他の人に分けていった方がよいのではないかと。まさに国際協力レポーターとかそういう仕組みは、特定の業界の人だけではなく一般の人にこういった国際協力の理解を深めてもらって、情報の発信力を高める、そういう発想のもとでレポーター的な制度が出来ている訳ですから、レポーターとしての能力を養成する発想が全く感じられないというのがちょっとどうかと思います。

JICA：レポーターの養成までは、今ここでは視野に入れておりません。基本的には JICA・ODA に理解がある方の知識をベースにして我々の活動のインパクトを見て頂くそういう効果を考えております。一般の人に書いて頂くという事も可能かもしれませんが、その場合には基礎的な理解の事ですか、相当我々が執筆のところに関わらなければ外に出せるものは出来ないのかなと考えておまして、それである程度知識のある方ということで選ばせて頂いた経緯はございます。

委員：全くの素人ということはありませんが、このプロジェクトにある程度知識のある方とかそういう要件で募集をかけることはいくらかでも出来る訳ですよね？

それをやらないで大きなところ、経験のあるところに丸投げするというのであればほとんどの事業は丸投げになりますよね。

確かに育成というのは難しいかもしれないけど、JICA の中期計画のなかでコンサルの育成とかそういう事をうたっていますよね。特定の事業者にはやらせるのではなくて広く国際協力に関心をもってもらう人たちの能力を高めるという発想がある訳ですから、これも例外ではないと思います。

もう一つ言わせて頂くと、一般の人が行くと JICA の関与が不可欠だとおっしゃいますが、2. (3) にある、本件は JICA 支援を広報するに留まらず、移行期の政治・社会・経済状況の記録と共に JICA 支援を記録するという事。これは誰かにやってもらうということも必要なかもしれませんが、まさに JICA 自身で行うことではないのですか？

どういう状況の中でこの事業が必要なのか、その説明責任は JICA にあります。

誰かにやらせるとかそういう話ではないはずですよ。まさにその状況の中でこの事業をやるというその説明、それからコーディネートするのが JICA の役割なのだという事を、かつてこの会議で高らかにうたわれていましたので、まさにこの状況のもとで、なぜこの事業が必要なのか、JICA 側が説明するべきです。

JICA：勿論我々も現地でプロジェクトに従事している人間がおりますので、その人間たちは自分たちが日々どういう事をやっているかは把握しております。

委員：把握している訳ですから書けるはずですよね？

JICA：それはプロジェクトの管理という仕事がありますので、一般住民がどのように思っているのか、マニラにもいる政府の関係者が何を考えているのか、フィリピンにいる日本の他の民間企業の方々はどういう風にお考えになっているのかを幅広く定点観測的に取材をしてそれを取りまとめるというのは、JICA の職員の業務の範囲を超えています。

委員：超えるかもしれませんが、それはどこの事業でもあり得る事ですよね。

現地の人々がどう思うのか、どう反応しているのかというのは、まさにコーディネーター役の JICA の人が相当程度知る必要がある訳です。もちろん他の人の手を借りる、知識を提供してもらう事は必要かもしれませんが、こういう事は一般的に JICA の業務から外れるという発想はおかしいのではないのでしょうか。

JICA：ある程度の事は我々の方でもやるべきだったのかもしれませんが、もう一つ我々が狙っていたのは内部の人間が書く、それを出すことが客観性に響かないかと。もう少し客観的な目を見て頂いてレポートして頂くことが我々のやっている事、自分たちにとっても客観的に見直すことが出来ますし、一般的な読者の方にとってもそれが効果を上げているとか上げていないとかに対して第三者の視点から書かれたものとしてアピールするのではないかと考えております。

委員：第三者とおっしゃるのなら、もう少しこういう業界にどっぷり浸かっていない第三者をいれるべきだとそういう発想になる訳ですよ。

JICA：そうですね、そこは先程理事の方からも申し上げましたけど、現地である程度の context が分かっているという所で動いていいのか、どういう所は動いてはいけないのか等が分かっている方でないと全く一般の方に来ていただくのは難しい。

委員：この雑誌は日本で発行していて日本人が読む雑誌、読者としては日本人だけを想定していてフィリピンの方は想定していないと事ですが、バンサモロという所はこの時期に雑誌を使って日本人に対して何かアピールしなきゃいけない、どうして緊急の事業なのかというのがピンときません。そこをご説明ください。

JICA：こういう平和構築支援というのは日本の取り組みの日が浅くて、平和構築支援の必要性ですとか意義についてはまだ理解が十分ではないと考えていて、ODAに対する理解・支持、それからとりわけ平和構築支援の理解・支持というのを、まず日本国内で広めていく必要があるのではないかと考えております。

委員：このプロジェクト、バンサモロという所に JICA の支援をするというのは今までにない支援の形なのですか？

JICA：そうですね、和平合意が結ばれる前から支援しており、尚且つ独立した自治政府が立ち上がる前の過程から我々の人員を配置して協力するというのは、あまりない事例です。

委員：第三者に見てもらって記事にしてもらって、日本向けに JICA はこういう事もやっているという事を知らしめたいというのが趣旨ですか？

JICA：そうです。

委員：それを急いでやらなければならないというのは？

JICA：今動いている過程なので、これを生の形で捉えたいという事です。

JICA：平和構築の案件については、半分が紛争終結後に支援をしても、もう一度逆戻りしている。今回のように和平合意成立前から定期的にモニタリングすることによって、何が逆戻りしてしまう理由なのかという事のヒントにもなる。我々もまだ日が浅いですけど、世界が関心を持っている所であり、このような形を取らざるを得ないという事です。

委員：国際開発ジャーナル社に払うお金は4千万円ぐらい。という事は、支援そのものはもっと大きなものですか？

JICA：はい。いろいろな形で支援をしております。

委員：和平合意の逆戻りとかそういう話というのは日本に限らない例でいえば、他の国の国際協力も業界紙とかで既に紹介されているのではないですか？全くないですか？

JICA：今私が申し上げたのは開発の世界の記者がレポートして報告しているケースです。全てを把握している訳ではないが、学術的に論文ではあるかもしれませんが、一般的なこういった読者が広いものだと・・・。

委員：ないと言い切れますか

JICA：全てを読んだ訳ではないですが、少なくとも和平合意前から定期的に捉えていくというのは、よほどの条件が揃わない限り出来ないので、少なくともミンダナオでいえないですね。

JICA：このミンダナオの和平合意は、日本政府が主導しています。バンサモロの代表と大統領を日本に呼んでそれで和平合意に移っていった。まさにバンサモロの自治政府が今年の8～10月に立ち上がる可能性が高い、そういったことを文章にしていく事は JICA にとって重要で、その事を国民に知らせるのは非常に重要だと考えております。

先程治安の問題を話しましたが、実際この地域はこの前も戦闘がありましたし普通の民間人が、警護をつければ大丈夫だと言われるかもしれませんが、武器を持った人も沢山いますし、例えば民間モニターの方が行ってくれるかというによっぽどの方でないで行ってもらえる地域ではありません。

委員：国際開発ジャーナルは2,500部と書いてあり毎月出されていて、1冊結構高いと思うのですが、この発行部数だとこの会社自体ジャーナルそのものの売り上げもそんなに高いわけではないと思います。その中で JICA の4,000万円というのは彼らにとって非常に大きい収入かなと思うのですが、国際開発ジャーナル社という所で JICA と人間的な繋がりとか何かあるのですか？

JICA：ちなみにこのジャーナルの出版部数25,000部でございますけれど、人間的な繋がりというのは、私は承知しておりません。

委員：JICA の活動を比較的助けてくれているような雑誌ということですか？

JICA：開発援助の業界のメディアとしては唯一のものだと理解しています。

JICA：かなり昔から出版されている、ほぼ唯一の雑誌です。

委員：こういう形で出すのは初めてという事でよろしいのですか？

対象となるプロジェクト自体が JICA にとっても新しいもので、是非とも広報したいという事ですか？

JICA：そういう事です。日本政府のコミットメントもあって重要だという事です。

委員：25,000部出している国際開発ジャーナルというのは非常に使い道があるという様な事ですか？

JICA：そういう事です。

委員：ちなみに開発援助関係者に発送という事で、おそらくより一般の方への広報は考慮されていないのですが、関係者ではない私たちからすると一般国民に発信する効果と言うのもあるのではないかと。逆に JICA が何をやっているか分からない方が読むと JICA ってこういう事もやっていたのかと、逆に支持をもっとアップするようなそういう効果は非常にあると思うのですが。

聞きたかったのは、なぜ開発援助の雑誌を選んでしまって、もっと薄く幅広く広報するような事をしなかったのか、将来的にはその企業を通じてまた新たに JICA と広報をして広げるといった発展も考えられるのではないのでしょうか。

JICA：この雑誌だけでミンダナオの事を広報している訳ではございません。

JICA のホームページですとか他の広報媒体で、より一般の方向けにフィリピンのミンダナオで日本政府はこのような支援をしていますよという事は幅広く広報しております。

今回の内容というのは非常にインテンシブな内容ですので、ちょっと今の内容では一般の方の趣向に合わないかもしれないなと思っておりまして、今はこの業務に関しては特に開発援助関係者をフォーカスしてやっております。

ですが、今先生がおっしゃったように将来的にこれをまた纏めてより一般の読者向けに広報するという事も考えたいと思っております。

委員：開発援助関係者にこれを広報で周知させることは、JICA が何をやっていてこういうプロセスでこういう事になりましたという事を広めるのが目的なのですか？

JICA：今の業界にいる方だけではなく、開発援助に興味を持っている学生等も読者でありますので、そういう人たちに将来のキャリアの一環としてこういう分野を目指してもらえれば良いなと思っております。

委員：来る前に国際開発ジャーナル社のサイトを見たら、9月号の記事のタイトルだけ出ていて、「第8話女性たち」というのが、JICA が支援している記事のようでして、8回まで書かれている記事というのはそれなりに内容があって効果が出ているというような気がします。

JICA：これは一回出したからかどうか分かりませんが、フィリピンの情勢に関心を持っておられる方はこういう記事を読んで、今どういう事が起きているのか端的に知る機会だと言われた事が、個人的にはあります。

委員：これは、かなり特殊なケースでこういう広報活動が一般化されたら問題があると思っておりますので、あくまで本件限りの特殊性で認められるかもしれないという印象を持っています。

尚且つ JICA と広報関係者の役割分担についてももう一度整理して頂きたい。

また、先程理事のお話で民間の人は行きたがらないかもしれないとの事でしたが他に候補者はいないのですかね？

要するに民間の写真家とかいろいろリスクを冒して活動しているわけですね。そういう人をお願いするとか、雑誌の編集とは別に個人ベースでいろいろな委託をする可能性はあると思うのですが、それはあり得ますよね？

JICA：あるかもわかりませんね。

委員：だからそういった可能性を含めて大手の雑誌社に丸投げするのではなく分割出来る部分は分割化して、効率のよい情報の提供をして頂きたいと思っております。

No. 2 2014年度有償資金協力システムに係る運用業務[委託契約]②

委員：私は IT 関係の会社の監査役をやっております、IT 会社は開発をするとだいたい赤字が出ますので、保守と運用もセットで仕事を引き受ければ、もし開発で失敗しても後で利益が出るので、全体としてはトントンになるという発想があるようです。

ただ、発注する方としてはセットで考えられるのではなく、開発は開発できちんとやってもらい、誰でも保守・運用が出来るようなシステムを作って、保守・運用はまた競争し、比較的成本が安い所に頼むという様な発想で発注するという理解でおります。

案件シートには保守運用はNTT データ社以外には実施出来ないと記載されておりました。一般論からすると IT 会社はその方向にしてもらいたいと思うのですが、それとは逆に、発注する方としてはコストセーブについて考えていかなければならないと思いますので、なぜNTT データでなければならないのかというのが疑問です。

このシステムというのは、大きな複雑なシステムなのですか？

JICA: はい。有償資金協力システムは円借款と、海外投融資という民間向けの融資を扱っておりまして、融資のシステムではございますが通常の銀行とは大きく異なるところがございます。実際にお金を貸してその後に利息を計算して請求をするというだけではなく、その前の段階で個別のプロジェクト毎にそれぞれどれだけの費用が掛かるか、例えば発電所を作るに当たり、ダム工事にはいくら掛かるかあるいは発電機を買うのにいくら掛かるかという内訳も個別に管理しまして、さらにダム工事について入札がどういう形で進んできているか、入札した結果どこの会社になり、その会社に対する支払いはいくらになるのかという様な実際のプロジェクトの進捗のところについても細かく管理しており、その上でダムの建設会社が決まってそこに通常の工事契約であれば頭金いくら払います、工事の出来高に応じていくら払うというように、本来であれば発注者が払う訳ですが、発注者の代わりに私どもの借款からその支払いを行います。

そうしますと今度は契約がいくらなのか、それに対して個別の支払いはいくらなのか、その支払いの累計が契約額を超えていないのか、そういう様なプロジェクトの支払いの管理の機能も入ってまして、そういった意味では通常の金融機関のシステムとは全く異なりますので一から作っているという状況です。

ちなみこのシステムそのものの開発におよそ39億円掛かっております。

委員: プロジェクトが進むにつれ一部手直しという事も起こっているのですか？

JICA: 若干細かい所の状況が変わり、途中でプログラムの修正等も起こっています。

委員: 出来ているシステムを動かしていく作業だとやり方がわかっていたらNTT データ社以外でも可能のように思うのですが・・・

NTT データ社でないとしたら難しいというのは、どういう所ですか？

JICA: もともと海外経済協力基金という組織で円借款・海外投融資を行っておりまして、その後1999年に特殊法人改革で日本輸出入銀行と統合し国際協力銀行という組織になりました。

その時にそれぞれシステムを持っていて最初はお互いのシステムをもってきて、全体としての組織の統計だけはデータを渡して統計だけ作りますという様な運用をしていたのですが、やはり一つの組織になったのだから全体を統括するシステムを作るべきだという事でシステム開発が始まりました。

その時は、お互いのシステムの特徴を取り入れた形で調達の条件等決まってくるのですが、特に日本輸出入銀行のシステムは一旦作った後の細かい手直しがあるのと、データベースが取り出しづらいので、ちょっとした統計を取るために別途個別にプログラムを作らなければならない等、運用そのものがシステムの中身に相当関わるような業務のやり方を行っていました。

そして両者を一つのシステムにするにあたりまして、旧輸出入銀行のシステムを考慮せざるを得ず、その場合には開発と運用保守は同じ会社でやりましょうということになり、その時の入札の条件になっていました。

そして、実際にシステム開発が行われてその後運用保守のフェーズになっているのですが、当初の入札の条件に従ってそのまま運用も同じ会社をお願いせざるを得ない状況です。

そして、その後国際協力銀行は二つに分かれまして、有償資金協力業務は2008年 JICA と一緒になっているのですが、その時作ったシステムをいまだ使っており、当初の条件が生きているので NTT データにお願いしている状況です。

委員：当初の条件は、開発保守を入札公告に基づく一般競争入札だったと書いてあるのですが、システム開発作業は2005年5月に終了して2005年6月以降の運用業務については業務委託契約を締結しているということなのですか？

JICA：はい。

委員：一括で行っているけど、毎年度更新契約を行っているという事なのですね？

JICA：はい。今でも、毎年契約を結び直しております。

委員：その契約の相手先を変える事は出来ないのですか？契約上問題がある？

JICA：はい。契約当初の入札の時にこのシステムの保守については開発を行った会社にお願ひしますという条件で入札を行ってございましたので。

委員：NTT データ社がまずい事をして失敗したりしない限り、このまま行っていくしかないという事ですか？

JICA：はい。加えて、実態を申し上げますと、運用といいましてもマニュアルですとかドキュメントを参照して日々間違いなく運用して頂くという事が業務の基盤になっておりますので非常に重要です。今のシステムが新しく稼働しました際にも、4~5 か月前から運用会社のオペレーターの方に入って頂いて開発部隊が作ったマニュアル等々を持って主軸の業務を行っていきその中でマニュアル等々問題があればそこを直すという事を行って、その中で主軸とミスの可能性のあるものを潰していくという事も行っておりますので、その中で知見を貯めてきているので、もし途中で交代ということになると半年ですとか場合によってはもう少し長期の時間を要するという事も出てきます。

またそれで完全に引き継げるのかどうかも・・・

加えて何度か大きなシステムの改造を行っており、そういった事からもなかなか難しいかと思ひます。

委員：NTT データ社以外は難しいというのは、今のお話で分かりました。価格はこういった形で？

JICA：入札の時に運用の際の単価はこれで行いますと決めてその後は変更しておりません。

ただ運用に実際どのくらいの工数がかかるのかと、必ず前年度の実績を見て、例えばある年は特殊作業があったのでこれくらいかかりましたけど実際には平準化すればこれくらいでしょうとか、逆に今年度は人員が必要と予想されるとか個別に判断して工数を計算してそれを掛け合わせて決めています。

金額は確かに大きいかもしれませんが、全体で9名くらい配置しておりまして、一つは本部のビルの中で、実際のサーバーはデータセンターにございますので2チーム必要になります。

その辺も大きくなっている要因です。

委員：この運用というのは将来に渡ってずっと続くのですか？

JICA：今、新しいシステムを開発しておりますのでこれが完成した暁には今のシステムは使わなくなりますので、その時点では運用については別途入札するという事を考えております。開発については既に入札をしていて既に開発中ですが、運用に至った場合には別の形で行っていく計画です。

No. 3 ギニア共和国首都飲料水供給改善計画フォローアップ機材（給水車）の調達

委員：私がこの案件を選んだ理由は、給水車の調達という事で業務的には全然特殊ではなくいろいろ調達先はありそうなものにも関わらず、期限までに調達可能なのが1社しかないのはどういう理由によるものなのか、その辺りを確認したい。

案件概要シートを確認すると、商社5社と隣国のセネガルの業者1社合計6社に声をかけたが、どこも6か月程度要しエボラ出血熱に対応する調達期限というのは緊急の必要性があって2か月足らずで調達しなければならず、それが可能なのは1社しかなかったと書かれていました。

案件の内容を見るとそれはやむを得ないなと思いますが、この案件を挙げさせて頂いたのは前々から我々に事前に配布される案件リストの随意契約の書き方の問題で、今のような話ですと、ここには2行しか書いてないのですが「調達可能性のある6社に声をかけた所いずれも6か月程度の調達期間を要し既存の車種を利用して調達出来るのが1社しかなかった」このように書いて頂ければ、そういう検証を経た結果1社しかないのだなということが分かると思います。

実は今回案件5つ挙げさせて頂いて優先順位4位だったので今回は挙がっていないのですが、もっと酷いというかもっと抽象的な記載だったものもあり、参考までに随契契約の理由を読ませて頂くと、在外のローカルコンサルタント契約でエルサルバドルの記載ですが「当該調査に求められる要件を全て満たすのはこの相手方のみである」という、1行の記載。この案件の記載はすべての案件に共通する話で、要件が何なのか、どの要件に充足する相手方がその相手方しかないのか、具体的な理由の記載が何もないと、我々は何も分からないから、その中身なのだろうという事で選定することになる。

委員会で選べる案件は時間の関係で当然10件程度になりますが当然その前に配布される案件リストを拝見して「なるほど、これは仕方ないな」と納得するのも委員会のチェック一つだと思うので、あまり詳しい描写面まで書くというのは現実的ではないと思うのですが、どうして1社しかなかったのかという理由が分かるような記載をして頂くようにするのがこの委員会の審議を実質化することに繋がると思います。

書き方が抽象的なので、確認した結果をまたこの場で確認する事がないような書き方をお願いしたい。本案件については調達期限が2か月しかなく特殊車両という事なので特に新たに聞きたいという事はないのですが、記載の仕方を今後お考え頂ければと思います。

委員：今回随意契約の理由を確認させて頂いて、唯一無二であるとか書いてあるのが多くて、説明としていちいち細かく記載するのもどうかというのもあるかと思いますが、何となく引っかかるものは感じました。

先程ご説明頂いた2番の案件も運用であるにも関わらずここしか駄目だという記載されていたので、本当にそうかな、と感じる部分があるので。

このリストの書き方というのは、どこまでやるかというのもあると思いますが。

委員：リストの話から言いますと、あまり詳しく書かれるとこれ以上時間がかかったらかなわないというのがありますので、その辺は一長一短なので、工夫して頂きたいというのが感想です。

それから素朴な疑問で恐縮ですが、こういう業者はJICA本部で契約することになるのでしょうか？というの、現地調達とかの可能性はないのですか？

JICA：いろいろな可能性を我々も検討したのですが、ギニアには事務所はございません。西アフリカで調達環境が整っている事務所はセネガルなのですが、ここにも書いてあります通りセネガルの業者にも照会をしたのですが、セネガルでも2か月程度で納品するのは不可能という事で、本部で商社等に直接コンタクトを取って可能性を探ったということです。

ですので、もちろん在外事務所で調達出来れば実施しておりました。

委員：結果的にヨーロッパ系の会社ですよね？

ヨーロッパの事務所で相手方を選ぶという可能性もあるのですか？アメリカ・ヨーロッパ・先進国にあるのでしょうか？

JICA：あるとすればフランス事務所でしょうが、こういった調達が出来るといったような人員体制はないです。

委員：調達の為にどこに聞いたかというのは最後の部分ですが、案件概要シートにも書いてあるように、数社に照会したが3月まで出せるのがこの1社しかなかったという事ですか？

JICA：はい。委員ご指摘の通り調達内容からすれば、普通の民間の商社で時間さえあれば調達は可能なのですが、時間がないので民間企業では厳しかった。

クラウンエイジェンツはご案内の通り英国の植民地の政府の代理として発足した企業でいろんな情報・現地ネットワークを持っている企業なので、そこに問い合わせた所10台調達出来るという事が唯一情報として手に入れたのでここに発注することになりました。

委員：クラウンエイジェンツというのはどのような組織なのですか？

JICA：もともとは政府の特殊法人でもあったので民間と競合するような入札には手を挙げないので、我々が通常の広告をしてもクラウンエイジェンツは手を挙げてこないと想定します。

ですので、たまたまどこも納品する所がないので情報提供という事でクラウンエイジェンツに接触した所、うちにありますよという事でこちらに発注したという事です。

委員：クラウンエイジェンツというのは、日本に支社というのは？

JICA：二年前に支社というかクラウンエイジェンツ・ジャパンという株式会社を発足しております。

4. 「エジプト国太陽光発電事業補足調査」

委員：これを選定させて頂いた理由は、まず先行調査において企画競争を経て選定された委託先であることから技術的優位性が担保されておりとありますが、これは先行案件が企画競争で選ばれた全件に言える事なので、どうして東電設計だけなのかというのがよく分からない。

もう一つは太陽光発電分野の状況やプロジェクトの状況、国内メーカーの製品の情報を熟知とありますが、これも事が太陽光発電なので国内メーカーの製品を熟知している当事者なんていうのは沢山いるのではないかという感覚がありまして、なぜ東電設計しかないのかという理由がよく分かりません。

今日の案件概要シートを拝見しましたがこの点についても一つ疑問を申し上げると、2ページ目の4. 特命随意契約の理由の(2)の方ですが、この委員会ですばしば出る話ですがこの先行調査の詳細内容に係る照査や国内メーカーやエジプト関係機関との関係構築等に係る追加の時間及びコストが必要になることから、同社と特命随意契約を締結するのは妥当と判断した。とありますが、システムなんかは著作権の関係で第一フェーズで発注した先と契約せざるを得ないというのはあると思いますが、本件の場合、著作権の問題はなくて先行調査で行った調査結果のデータを成果物として当然 JICA は持ってい

る訳なので、そういう事が分かっている業者でないと追加コストが掛かるというのであれば、それは入札時の入札価格に反映する話で、競争した結果優位性のある東電設計が安い金額を入札出来るという形で反映されればいいと思うので、何もそういう事を先取りして競争性を付与しないで1者と特命随契でやるべきだというのがいま一つ腑に落ちないので、その辺をご説明ください。

JICA：確かに先行調査の入札で勝ったというのは理由にならないというのはおっしゃられた通りです。この案件を特命随契にした一番の理由は、エジプト2012年12月に終了した調査の経験・実績が非常に重要でこの実績に基づいた補足調査という形ですので、この実績がないところであるといろいろな事を一から勉強して頂かないとその補足にならない、という理解で特命随意契約にせざるを得ないという判断をしました。

その説明のところで、先行調査で勝ったからというのはおかしいなと私自身も反省しております。このエジプトにおける太陽光調査ですが、沢山の日本企業が関わっているのではなく中国・インド等が入ってきていて、しかも日々状況が変わっていくという中で本当であれば先行調査だけで終了にしたかったのですが、その後のエジプトの現地の紛争・政変の影響ですぐに次のステップに進めなかったのが、2年間の追加情報のアップデートが必要になった為の調査ですので、新たな企業が一から入っていくとエジプトの報告書に表わしていない状況や相手先のそれぞれの関係機関はどういう事を考えているのか等がなかなか掴めない所があり、この補足調査については明らかに前の調査を行った所以外は厳しいだろうと判断しました。

委員：先行調査の成果というのは、報告書のような形でありそれを確認すればシェア出来るような単純なものなのか、それとも成果物を読んだだけではシェア出来ないようなかなり特殊なものなのかどうなのでしょう？

JICA：特殊なものの言い方が難しいのですが、報告書に表れているものだけでは分からないいろいろな部分があるという理解をしております。

委員：具体的には？

JICA：一つは、一年間現地で太陽光の実際のデータ測定を行ったのですが、その条件ですとかそれに関わるエジプト側が何を知っていて何を知らないのか、エジプトの方の様子ですとか組織の様子、それに関わっていた様々な条件、そこは実際に調査を行った組織でないと最後に出てきたデータを見るだけではかなり違う部分があると思います。

委員：人的社会的な条件ですかね？

それについての知識の差というのは、競争性排除の理由として認められるのか？前から議論している話で昨年度もまとめましたよね。こういうのも当然に特命随契になるという書きぶりですか？私は全然納得できませんが。

委員：再調査する時は、またエジプトに行って何か追加の作業しなければならないのですか？

JICA：はい。追加の作業を行います。

委員：今回他の所が行くと、この2012年に東電設計が行った同じような現地の人との関係を受け継がないと上手く調査が出来ないという事ですか？

JICA：現地の人との関係というよりも、データの元となったいろいろな情報等をよく知っているのが変わったものがどういう理由で何が変わり何が変わっていないのかという所が分かる。本来はもっと早くこの調査をしないで実際の事業に進みたかったのですが政変の都合で2年遅れた。太陽光の分野は2年経つといろいろな国がいろいろな物を入れてきているので、そういった物を比較してどのものであれば日本の優位性があるのか再確認する調査が今回の調査です。

委員：4. (1) にあるこれらに要した関連データも契約相手方が有していると記載されていますが、このデータは JICA に引き渡されて当然だと思うのですが、そうではないのですか？

JICA：データそのものは貰っています。ただ、数字を出すだけの調査ではなくて日本のメーカーのものが今エジプトに入ってきている他の国々のものと比較して何がどこまで優位かという事を調べる調査ですので、ただ数字を出してくださいというものではありません。

委員：そこを理解している人でないと他の技術と比べたりするのに大変だとかそういう意味ですか？

JICA：数字だけではなくて、今エジプトが持っている物がどういうレベルにあり、さらにそこに海外からどういう物が来始めているのか、日本の物が今でも有利なものほどの技術かというところを確認していただくという調査です。ただその数字を作り直してくださいというだけではないので、以前の蓄積というものが不可欠です。

委員：データそのものがあるだけでは、データを使いきれず最初にそのデータを集めて纏めた人でないとそのデータが有効に使えないという事ですか？

JICA：そのデータが2年間で何がどう変わったかという事を理解する為にはそれ以前の状況の知識が不可欠という事です。

委員：全然ピンとこないというのが正直なところですけど。報告書は将来使えるように書けばいい訳で、自分にしか分からないような報告書は成果物になりません。また、後々使えるように JICA が吸収するべきだと前々から申し上げています。自己満足の報告書などいらないはずですよ。

JICA：自己満足というより、終わった段階ではそれで十分だと思っていたのですが、2年間の間に新たに変わった事を修正しなければいけない補足調査をまた新たな所に一から行ってもらうというのは効率的ではない。

委員：こういう案件はいくらでもあるはずですよ。何かの事情で中断して、また再開するというのはある訳ですよ。だとすれば完結するから自社である程度情報を持って JICA に提供しなくてもいいと、後で使えなくてもいいという感覚があるのは大きな問題であって中断する可能性も見越して JICA が成果を幅広く吸収するという発想は必要なはずですよ。そういう配慮が欠けているように思います。

JICA：この案件で申しますと中断ではなくて一応終わった。終わったけれども、直ぐに始められなかった。政変で2年少し間があいていますが、この間に技術的な状況が変わったので補完的な調査はやらざるを得なかったとっておりますし、そこは新たな情報を確認する必要がありました。

委員：状況に変化があったかどうか、それがどういう風に働くのかどうかを以前の報告書で検証出来るような体制にしておけばよかったですよね。

JICA：状況の変化というのは、2年間の間に例えば中国なりインドなりがどのような太陽光発電の技術をエジプトに持ってきたか、あるいは持ち込もうとしているのかというのはやはり過去の調査だけでは判断のしようがない。

委員：だから、誰でもできるという見方が出来る訳ですよね？同じことを何度も話すのは生産的ではないので、ある程度ガイドライン的なものを示した方がいいのではという事を前々から申し上げていたのですが。

委員：案件概要シートの随意契約理由の記載と今の説明は齟齬があると思います。委員長からも質問がありました。随契理由の「これらに要した関連データも契約相手方が有している」という事は JICA が持っていないで相手方が持っているから随契がやむを得ないのだという事だと思ったら、ところがデータは貰っていますと。

加えて、国内メーカーの情報を熟知しているというのは今の説明と本質ではなくてメーカーの商品を熟知している当事者はいると思うのですが、書かれている理由が本当に随契にしなければならない理由の本質が書かれていないので疑問に思います。

先程も先行調査のノウハウとか知っている事があるからそれを生かさないと無駄なのだというのは、それは入札価格には反映するでしょうから先行調査をした東電設計はもう一度入札すれば当然優位に立つ。他の新規参入の業者より優位に立つ。その結果東電設計が1者応札でしたという話ならば分かるがいきなり随契になるところの理由が我々としては随意契約の理由を見ても今の説明とマッチしていないので、納得が出来ないのです。

今のような話が本質的に本当に随契にしなければならないのかというところを十分に検討した結果をご説明頂かないと理解が難しい。

委員：出来るだけ先行調査の優位性を排除する為に、例えば入札する時の業務指示書に前の先行調査の結果もきちんと明記し、全ての方々同じような背景を有した上で入札するという様な取り組みを今行っている訳ですよね。それなのに、先行調査云々で随契になるのであれば逆行しているような気がします。

No. 5 ヨルダン政府のスクーク発行可能性調査にかかる契約

委員：スクーク（イスラム債）がある事自体驚いたのですが、ヨルダンというとシリアの隣ですよね。なので、シリアは大変なので随意契約なのかなと考えたのですが、それでも金額が大きかったので挙げさせて頂きました。

スクーク債というのは非常に特殊なのですが、特命随契までしなくても、どこかがノウハウをもっているのではないかなと、国内であれば三菱UFJ、野村さんとかそういった所がスクーク債の市場を狙っているところは多くあると思いますので、そういった意味ではなぜ随契なのかなと思います。

JICA：この発注相手ですが、Islamic Corporation For The Development of The Private sector という企業の名前になっておりますが実際はイスラム開発銀行の傘下にある国際機関です。この機関、各国のスクーク債発行の実績もありますし、技術支援を行う実績もごぞいます。

ご指摘の通りマレーシアですとかドバイですとかスクークが発達している国際市場においてスクーク債を発行している実績のある企業というのは日本でも比較的多いです。金融機関であれば、野村・BTMUも発行した実績はあります。

ただ、今回我々の方で行おうとしておりますこの支援は国際市場ではなくヨルダンの国内、スクーク債市場が発展していない所を相手にヨルダン政府・中央銀行が発行するソブリンの債権を発行支援するという事なので、国際市場については関心をもっている邦銀もヨルダン国内のヨルダン人向けに政府が発

行する債権を引き受け、それを支援するという事までは関心をもって頂けていません。
加えて、この調査・支援の中では中央銀行に対する技術支援というの也被含まれております。
国内スークの発行実績のある、例えばマレーシア政府・中央銀行ですとか、スーダン
こういった政府の支援を受けながら技術支援を行うという事を実施する為には国際機関である I C D
と一緒にやっていく必要があると考え、随契を締結しました。

委員：先方政府の意向もあるわけですね？

JICA：イスラム開発銀行グループの一部でありますので、I C Dは相手方政府からの信頼感がありヨル
ダン政府としても国際機関を使って中立的な形で発行を進めていきたいという意向がありました。

No. 6 2014-2015 年度イラク向け円借款事業実施にかかる第三者モニタリング (V)

委員：案件を選択する為に事前に配布されたリストで随契理由の書き方で、世界で唯一とかいう書き方
が多くて短く纏める為にはああいう書き方をするしかないのかなと思いつつも、本当に世界で唯一なの
ですか？という疑問をもつ案件が結構ありました。

イラクの場合も大変治安が悪い中でみなさん苦勞してやられている訳ですけども、そうは言っても国
連関係だけでも U N D P だけではなくて様々な機関が入っているのではと推察されるので、なぜ U N D
P しか出来ないという事になるのかその辺についてご教示ください。

JICA：今回 U N D P との間で契約を結んでありますこの事業ですが、今現状で 23 案件金額にしますと
5,800 億円まで積みあがった円借款の管理の為に U N D P に協力を頂いています。

プロジェクトの管理の為にエンジニアリングが分かり財務が分かり、尚且つ調達に詳しい専門家を確
保する必要があるという事、加えて安全対策についても十分対応が出来る所を選ばなければならない
という事で U N D P にしております。

この契約の中ではイラク政府に対する技術支援も行っております。

ご指摘の通り U N D P 以外にも多くの国連機関が現地では活動しております。U N H C R、W F P などの
機関も現地では活動しておりますが、これらの国連機関はどちらかという短期の人道支援を行う機
関です。

相手国政府に対する技術支援なども行いながら事業を管理してもらえる機関というのがこの U N D P
だけであったという事で、U N D P を相手方として契約を締結しております。

補足情報として、U N D P は国内の 5 か所にネットワークを有しております。

我々この 23 件の円借款案件地理的には I S が侵攻してきていた中西部ですとか北部でも展開しており
ましてこういった状況のなかで U N D P は国内 5 か所に拠点があり常駐するスタッフによる支援という
のも期待出来たという事で U N D P を相手方としています。

No. 7 2014 年度課題別研修「アフリカ地域障害者の自立生活とメインストリーミング」研修委託契約

委員：これも先程と似たような事で障害者支援の団体は相当沢山あるのではないかと思います、随契
理由に「唯一の」と書かれていますのでどういった事でここしかないのかという事をご説明頂ければと
思います。

JICA：おっしゃる通り、障害者支援の団体というのは複数存在していますが、他に存在している団体と
いうのはそれぞれ障害種別ごとの団体です。

それに対してこちらの DPI 日本会議は、障害当事者の方々が全国的に集まって結成された団体として、
我々のこの研修を実施するに際して DPI 日本会議は障害を越えた講師を確保・アレンジ出来る、研修内
容を提供出来る、加えて DPI 日本会議がアフリカ・タイ等での国際協力の経験も有しているという事か

ら、それに適している人材も確保出来るのが強み、唯一の団体という事で契約しております。他にも可能性として考えられる団体の一つ検討しましたが、こちらは研修がメインの活動となっております。自立生活とメインストーリーミングという、障害者の自立を目指すというのと障害問題の政策における主流化を目指すというのを重点に活動されていない団体でして、そういう点で DPI 日本会議と契約しました。

委員：DPI というのは国際的にネットワークを持っているのですか？

JICA：はい。国際機関の日本の代表組織です。

DPI というのは Disabled People' International その略称です。

委員：障害当事者の集まりとしては世界で一つなのですか？

JICA：政策・国連権利条約・障害者の権利条約の基準等・政策に反映するという所に力を注いでいる唯一の国際 NGO です。その日本ブランチが DPI 日本会議です。

委員：障害者当事者団体が唯一という訳ではないけれど、こういったプロジェクト目的に対する団体としては唯一ということですか。

JICA：はい。研修の目的にかなった唯一の団体です。

委員：2 ページ目最後⑤のタイでの研修というのは不可欠なのですか？

JICA：タイで APCD というプロジェクト、JICA で 10 年行っていた障害分野の技術協力プロジェクトがありましてそこでの協力成果ですとか現在での権利条約批准に向けたあらゆる働きかけも含めて現在の取り組みを見て頂くのが非常に有効だとして補完研修として日本で行った後にタイに移って追加的に行っております。

これは研修において不可欠な要素だと考えております。

委員：他の国では出来ないのですか？

JICA：本当はアフリカと障害をテーマにしたコースですから、アフリカで出来ればベストなのですが、JICA でこれまでプロセスも含めて関わってきた同じ分野のプロジェクトでアフリカで見せられるものはないので、タイで APCD を見せるというのが今のところベストの状況と判断しています。

委員：ベストではあるけれど、他の国の可能性はある訳ですね？他の国で行った場合にこの団体に関わらざるを得ないという事になるのですか？

JICA：DPI 自体が国際 NGO として各国にネットワークを持っているので、DPI 日本会議として DPI の他国とのネットワークと共同で補完研修を行うという事は可能性としてはなくはないと思います。

委員：では、その場合には DPI 系列の組織でないと協力は依頼出来ないとう事が言えるのですか？

JICA：はい。テーマである自立生活とメインストーリーミング、且つ障害者権利条約の批准と政策へのロビリングというところにおいて、DPI が持っている特殊性・唯一性という所が決め手になっていると判

断しています。

8. 「2014 年度国別研修インドネシア 教員養成機関指導者育成研修 研修委託契約」

委員：こういうフォローアップの為の事業というのは教育関係ではかなり多いという事でよろしいのですか？

JICA：フォローアップというやり方としては、そんなに多くはないです。ただインドネシアですと 15 年くらい現地でプロジェクトを実施してきたので、後は自律的に実施して下さいという事を申し上げたのですが、今回継続してきた授業研究のプロジェクトのフォローという事で先方から改めて要請がありましてこの研修の実施に至りました。

委員：改めて要請はいつあったのですか？

JICA：2012 年です。研修が開始したのは 13 年からです。

委員：前のプロジェクトは 2009 年からいつまでですか。

JICA：正確には 12 年度までです。13 年 3 月までです。

委員：13 年 3 月でひと段落して、その後 1 年ちょっと空いてということですね？

JICA：始まったのは 13 年の後半からです。先行のプロジェクトを行っている間にこういうのが出来ないかという話が出てきました。

委員：当初のプロジェクトの期間内にきちんと成果の検証までするべきだと思いますが相手方政府の要望という事で例外的な位置づけなのですかね？

JICA：はい。正確にいきますとプロジェクトとしては授業研究という先生の授業改善の活動を支える行政制度づくりというのを行ってきました。

今回のフォローアップというのは行政の仕組みはあるのだけど、これを学校レベルで普及していく授業研究の担い手として教員養成大学の先生を養成してほしいという事でした。

それは当初のプロジェクトのスコープで対応が出来なくなったので改めてフォローアップという事で実施という事になりました。

委員：行政組織のプロジェクトといっても、それが末端まで響かなければプロジェクトとして意味がない訳ですから、当初から予定して計画を立てるべきだと思います。当初の計画が不十分で中途半端なプロジェクトなのではないかという印象を受けますが、2009 年のスタート当初は競争をかけたのですか？

JICA：はい。

委員：どういったところが手を挙げたのですか？

JICA：教育開発のコンサルタントが数社ありまして、おそらく 2 社ほど手を挙げられたかと思います。

委員：当初のプロジェクトと必ずしも同一ではないのであれば、新しい業者に入ってもらって前の事業

者の成果を検証するとかもあり得なくはないのでは？

JICA：一つ言えるとするれば、授業研究というやり方もいろいろなタイプがあり学びの共同体型という授業研究を導入しなければいけないというのがありました。

それが前のプロジェクトだった「前期中等教育の質の向上プロジェクト」とその前もずっと学びの共同体型の授業研究を行ってきていたので、それに強く、且つインドネシアの文脈に強く、適応出来るような事業者はここしかないという事で随意契約をしました。

委員：他の型はどんなものがあるのですか？

JICA：他は教科別の授業研究というものがあります。

授業研究というのは教員が自分の授業を他の教員に見せて、他の教員がその後の反省会で授業改善のポイントを批評し合うというものです。

教科別というのは、公開授業型で行っていくのですが、学びの共同体型というのはインドネシアで授業公開に難色を示した教員に対して必ずしも授業は公開しないが、校長や教頭のイニシアティブで授業の改善を上手くやっていくやり方です。

委員：型として、果たして背反性があるのか分かりませんが共同体型とかいうまでもなく地域と行政が連携するのは当たり前であって、全然特殊性があるとは思いません。

他の事業者が型を受け入れてちゃんとフォローアップ出来ないという事ですか？

JICA：そう判断しました。

委員：当たり前ですよ、こんな共同体型。日本だってある意味共同体型の教育を行っている訳ですよ？

JICA：いや、共同体というのは学びの共同体を学校で作ろうという形でして委員がおっしゃられた背反するかという部分ですが、もう一つの教科別というのは一般的に行われているものと、年度に数回程度授業研究を行うのに対して、私どもがインドネシアのプロジェクトで行っているものは年度に授業研究をビルトインして50回とか100回とか行って、もともとのものだと教員が批判されてしまうので萎縮・回避するような傾向があったので、共同体を作ってお互い学びを高めていこうとそういう手法をこちらのプロジェクトの専門家の方々は行っている特色があり、専門家ももってリネージュももっているのが国際開発センターであるという事でやらせて頂いております。

委員：学びの共同体型とか型の累計は教育学的に言えばかなり定まったものなのですか？

JICA：東大の先生方が中心になっておられます。ただ、先程説明にもございましたがやり方・流派的なものもあるのでそれぞれいろいろ議論はあるところです。

委員：流派の話だから、おそらく勝手な独自性を強調して相手方を排除するとかそういう面もあると思うので本当に客観的にみてオリジナリティがある方であって、他の事業者が参入出来ないかということかなり怪しい所はありますが、その辺の流派の客観性の検証は是非やって頂きたいと思います。

JICA：分かりました。

委員：どちらが主流とかはあるのですか？

JICA：主流というのは、特にないのですが JICA でもインドネシア以外に授業研究はいろいろな国で行っているのですが、学びの共同体型というのを行っているのはインドネシアとベトナムだけで、他は教科別です。

委員：インドネシアで共同体型を行っているのは、共同体型を信奉している人たちがやってきたという経緯があるのですか？

JICA：いや、初期は教科別を入れたのですが授業公開をするのに先生が委縮をしまして、授業の改善に繋がらないという事で新たに学びの共同体型を入れました。

委員：最初から授業研究が組み込まれていなかったという事は、最初の研修が終わった後で、その研修を受けたインドネシアの方からもう少しこれを追加で行いたいという需要が出てきたという理解でよろしいですか？

JICA：はい。最後のプロジェクトで行っていたのは行政の仕組みづくりという事だったのですが、その後は基本的にインドネシア側で行ってくださいというスタンスでこちらは考えていたのですが、プロジェクトの後半になって授業研究を担う大学の先生を育ててほしいという要請が新たに出てきて追加になったという事です。

委員：要するに最初のプロジェクトの中で授業研究というものが日本であると理解されてそれを知りたいという様な事ですか？

JICA：そうですね。

教員養成大学の先生を百数十名養成してほしいという要請が出てきて、それを新たにプロジェクトを行うというよりは日本に授業研究を学びにきたいという要請が出てきて、それに対して行いました。

委員：前のプロジェクトの行政の仕組みづくりというプロジェクトに於いてもこの共同体型というものが意味を持つのですか？

JICA：はい。

No. 9 2014年度国別研修タンザニア「タンザニア地方政府改革プログラム研修」研修委託契約

委員：これを選んだ理由は、金額が大きなものに目を向けがちですが割と小さな金額のものを選ばせて頂きました。地方政府改革プログラムという大きなテーマの一部の研修であるという事は理解出来ました。

どうしてここに依頼したのかという部分を読むと環境というのは大事なので、水俣市に行ったというのは理解出来たのですが、地方への視察で危惧しているのは物見遊山的にならないかという事です。

地方に行っているいろいろ勉強するといった研修の成果を検証するような仕組みというのが実際あるのかどうか、環境問題という意味でいえば今回5年プログラムがあるので初年度と2年目は水俣でいいでしょう、でも3年4年はまた他の所に行くというのもあり得るのかなと思ったのですが、その辺の場所の選定について聞きたいと思います。

JICA：この研修自体 JICA 関西の直営で行っておりまして、直営というのは業務委託してコンサルタン

トなどが中にはいって調整する人がいないという事です。

基本的に JICA 関西の担当職員が一人で直接依頼をしたり、プログラムを作ったりという事でかなり負担がかかる形でプログラムを運営しているケースです。

九州での視察を物見遊山的に終わらせないよう、そもそも研修の企画段階でこういう企画にしましょう、地方視察をする際にどうこうしましょうという部分を考えるにあたって、環境問題に取り組んできた場所というのは、確かに他にもいろいろあるのですがこの研修の一番の着眼点は地方自治体と地域住民が共にどういう取り組みをして社会的な課題解決にどういう風に取り組んできたのかというのを理解してもらおうという所にあります。

その一例として、水俣での公害問題に取り組んできた水俣市と、その地域住民であるとか各種団体の取り組みというのは非常に参考になるという事で選ばせて頂きました。

また、水俣に行くだけでは経済的にも無駄が生じるので大分県の一村一品運動というのがありまして JICA の様々なプロジェクトで途上国に一村一品モデルを持ち込んでやっている起源があるのが大分で、そういった事で大分と水俣を選びました。

加えて水俣は 2008 年に日本で唯一環境モデル都市の指定を受けた環境都市なので行政と地元の人々の取り組みのショーケースがここにあると認識しています。

また、非常に団体探しに苦労しました。

直営で行っているの、伝手がないのと、JICA 関西の職員一人で詳細まで詰めるのは無理があり、水俣市役所に相談しましたところ、紹介頂いたのがこの団体になります。

この団体の実績を調べてみると、JICA の草の根事業に関わった事がある為、JICA のスキームを知っていますし、海外の途上国の現場を知っているのも唯一とっていい団体だと考えました。

委員：という事は 5 年間、水俣と大分で研修をするという事でよろしいのですかね？

JICA：はい。おっしゃる通り違う場所で行えればいいのですが、関係構築を行い視察内容を改善してきた経緯もあるので毎年変えるよりは毎年改善をしていく方が研修の質向上に繋がると思います。

委員：英語という意味では随契も仕方ないのかなと思います。

委員：研修最後の一週間の研修生の旅費等はこの契約に入っていないのですよね？後半の水俣訪問でどれくらいのコストが掛かっているのですか？

JICA：交通費が一人往復で 3 万円程度、宿泊費が 6 泊分です。（※事務局補足：研修員 20 名で交通費往復約 73 万円、宿泊費約 75 万円、合計約 148 万円）

委員：決して少ない金額ではないと思いますので、本当に必要かどうかです。

必須の要素ではないはずなので、削るところは削るという発想も必要なのではと思いました。

委員：水俣市からは自らが行うよりも患者及び遺族・企業・行政のいずれにも属さない方がいいという事で、この団体を紹介されたという事ですが、当初は水俣市に協力を依頼しようとしたのですか？

JICA：はい。交渉の過程で水俣市には出来るか確認しましたが、水俣市も小さな地方自治体なので国際対応が出来ないという事で、この団体を紹介されました。

委員：植物資源の力は英語対応も出来るという事ですが、水俣病の関係で海外の業務委託を受けたことがあるという事なのですか？

JICA：はい。この団体の主要な業務は、海外からのボランティアや希望者を受け入れて水俣で起こった事を伝えたりその後の対応を研修して、水俣の現状を世界に知ってもらうという事を目的にしているのので、こちらの研修意図と合致したという事です。

閉会挨拶等

JICA：本日は長時間ありがとうございました。お聞きして、納得するところがないわけではありませので、改善できるところは改善していきたいと思っております。

委員：そのような言い方でごまかすのではなく、反論すべきは反論してください。そうでないと会議の意味がないと思います。

JICA：わかりました。例えば、JICAの仕事の仕方の中で「当初からわかっていたではないか」という指摘は確かにあり得るのですが、やはりJICAの仕事は（相手国政府の）要請に基づくものとなりますので、当初からわかっても作れないという事がありえます。そういったものについては、ご指摘はわかりますが、それが最初からできるかと言うと、できない。予算の制約もあるので、その制約の中で我々ができることは一体何なのかということを見ると、ご指摘はごもっともな所があるが、じゃあそれができるかと言うと、できないということです。

委員：それは最後の案件についてですか？

JICA：そうです。

委員：私はその案件については、あるかもしれないということで、意見を取り下げたつもりですが、他に何かあるのですか。

JICA：冒頭のミンダナオの案件について、確かにおっしゃった通り民間の方が行ってくれるのではないかということですが、私が実際現場に行ってみて、民間の方が行ってくれるかと言うと、やはり行かないと思います。特殊なカメラマンを備えればよいというご意見があるかもしれませんが、その人が我々のやっていることを理解してくれているかと言うと、（政情不安の状況下で適切に行動してもらえるか）未知数なので、そういった未知数の方に行っていただくのは我々の方にもリスクがありますので、そういったリスクを冒してまでそのような人を出すという事は不相当だと思います。

委員：その辺りは認識の違いだと思いますが、（個別点検の時点で）敢えて発言を求めたのだから、きちんとするべきではないですか。

JICA：民間の方は行けないと申し上げました。

委員：その後私が、「カメラマンなどの可能性もありますよね」と言ったら、理事は「あるかもしれない」とおっしゃったのですから、affirmativeな返答のように聞こえるわけです。心根がそうでないというのであればはっきり言うべきです。

JICA：では、その点についてはお詫び申し上げます。

委員：はい、結構です。

2. その他

本委員会の点検対象候補として挙げられていた「パラグアイ国移住債権に係る譲渡契約業務」については、予算支出を伴う契約ではないことから、事前に事務局より概要と公表契約リスト掲載の経緯を各委員に説明の上、点検の対象外として整理することを了承頂いた。

以 上

別添資料：

競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト

以上

2015年度第2回契約監視委員会における競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト

(敬称略)

番号	主管部	担当部署	本邦/在外	調達種別	契約件名	契約金額	契約相手先	随意契約理由	委員選定理由	選定委員
1	社会基盤・平和構築部	平和構築・復興支援室	本邦	各種業務委託	フィリピン国ミンダナオ平和構築における広報業務にかかる業務委託契約	40,364,952	株式会社国際開発ジャーナル社	2016年に誕生するバンサモロ新政府に対するJICAの包括的な支援(技術協力プロジェクト「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」の活動など)を定期的に取材し、広く広報することを目的としている。平和の配当を享受する住民の変化、そしてそれらに係るJICA支援の活動と成果等について、移行プロセスが進捗する中で開発援助の観点から記事にまとめ、タイムリーに読者に提供することができるのは本相手方のみであるため。	事業の意義と内容について確認を求めたい。なお、同事業者の物品購入10・11の事業内容について、あわせて説明を求めたい。	木村②
2	情報システム室	システム第2課	本邦	システム開発	2014年度有償資金協力システムに係る運用業務[委託契約]②	104,468,486	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	既存のシステムの運用業務であり、同システムを開発した会社にしか実施不可能である。	①契約金額(¥104,468,486)が大きい。 ②運用業務の委託であるにもかかわらず、随意契約とする理由として「同システムを開発した会社にしか実施不可能」と記載されている根拠の妥当性を確認したい。	不破②
3	資金協力業務部	実施監理第3課	本邦	物品購入	ギニア共和国首都飲料水供給改善計画フォローアップ機材(給水車)の調達	143,014,000	クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社	エボラ出血熱対応のため緊急に対応が求められているが、2015年3月までの早い段階に調達可能な契約相手が同社以外にないため。	契約金額が高額であり、調達先は複数あると考えられるところ、特命随契となった唯一の理由は「早い段階に調達可能な契約相手が同社以外にない」ことであり、その理由の中身(何社に対し、どのような確認をした結果、そのように判断したのか)を確認したいと考えたため。	中久保②
4	中東・欧州部	中東第1課	本邦	コンサルタント等契約	エジプト国太陽光発電事業補足調査業務実施契約	15,286,320	東電設計株式会社	今次追加調査の契約相手方である東電設計は、先行調査において企画競争を経て選定されていることから技術的優位性は担保されており、同調査を適切に実施した。また、エジプトの太陽光発電分野やプロジェクトサイトの状況、国内メーカーの製品の情報を熟知しており、本業務を迅速かつ確に実施できるのは同社のみである。	契約金額が高額であり、「技術的優位性が担保」「国内メーカーの製品の情報を熟知」「本業務を迅速かつ確に実施できるのは同社のみ」等、「随意契約詳細理由」の記載のみからは、何故に同社以外が契約相手たり得ないのかが不明であり、確認したいと考えたため。	中久保③
5	中東・欧州部	中東第2課	本邦	ローカルコンサルタント	ヨルダン政府のスクーク発行可能性調査にかかる契約	77,478,602	Islamic Corporation For The Development of The Private Sector	IDCは国内債券市場に特化した技術支援の実績を有し、同技術支援を提供する世界で唯一の機関であることから、IDCへの特命随意契約とせざるを得ない。	スクーク債については、現在本邦企業でも発行事例があることから、ノウハウを有する機関は他にもあると考えますが、どうなのでしょう。	関口②
6	イラク事務所	中東第2課	在外	ローカルコンサルタント	2014-2015年度イラク向け円借款事業実施にかかる第三者モニタリング(V)	199,393,819	United Nations Development Programme	依然として治安の安定しないイラク国において、事業サイトの現場踏査を含む円借款モニタリングを実施するための万全な安全対策が可能であり、かつイラク各地に点在する円借款事業サイトにアクセスできる拠点を有しているのは、現在の契約相手方に限定されているため。	契約金額が大きいこともあり、「世界で唯一」の理由をもう少し詳しく承知したい。	伊藤②
7	東京国際センター		本邦	技術協力研修	2014年度課題別研修「アフリカ地域障害者の自立生活とメインストリーミング」研修委託契約	7,601,697	特定非営利活動法人DPI日本会議	本研修はアフリカ地域の障害当事者組織の強化と行政能力の向上による地域開発の中での障害問題のメインストリーミングを目標に、各国の障害当事者組織の幹部及び障害者福祉担当行政官を対象に実施する研修であり、「国連障害者権利条約」や「第2次アフリカ障害者の十年」の促進を図るべく、参加者が日本及び他国の取り組みを参考に自国の障害問題の取り組みへの明確なビジョンを持つことを目指している。DPI日本会議は国際障害当事者団体Disabled Peoples' International(DPI)の日本法人であり、国連関係機関への諮問資格を持つ国際NGOとして我が国唯一の存在である。また、国内外で障害者の主体的参加を牽引してきた実績、アフリカを含む国際的な障害当事者組織にかかる十分な情報と人的ネットワークを有しており、本研修の実施に必要な知見と運営ノウハウを有する国内唯一の機関である。	障害者支援の団体は複数存在していると思われるが、受注団体が「唯一」の団体となる理由をもう少し詳しく承知したい。	伊藤①
8	東京国際センター		本邦	技術協力研修	2014年度国別研修インドネシア「教員養成機関指導者育成研修」研修委託契約	3,450,440	株式会社国際開発センター	JICAは「前期中等教育の質の向上プロジェクト(2009-2012)」を実施し、授業研究や参加型学校運営改善を実施・普及するための中央行政、地方行政、教育機関の能力強化及び連携強化を行った。本研修は特に教員養成大学の教員を対象に、前プロジェクトで導入された授業研究に関し、プロジェクトの成果定着のため、日本の教育現場において意義及び実践方法を学び、質をさらに向上させることを目指して実施される。株式会社国際開発センターは、前述のプロジェクトを受注しており、インドネシアの教育事情及び教員養成機関の教員を取り巻く状況、ニーズ等についても十分な知見を有している。また、今次研修は前プロジェクトの成果をもとに、今までの指導内容を踏まえ実施するものであり、前プロジェクトとの整合性を確保するためにも同一の機関が実施することが必須であることから、同社が本研修を実施できる唯一の機関である。	他の事業主体がありえないか、説明を求めたい。また、No.57との関係、事業分割の理由について、確認を求めたい。	木村①
9	関西国際センター		本邦	技術協力研修	2014年度国別研修タンザニア「タンザニア地方政府改革プログラム研修」研修委託契約	1,075,313	特定非営利活動法人植物資源の力	地元の団体が英語で業務が遂行でき、1週間の研修の調整・実施・運営が出来る団体は同団体を置いて他にいない。なお、同法人は、JICAの草の根技術協力事業を実施した経験があり、実績には問題がないことを確認済みである。	受託者の事業(環境問題)と研修テーマとの関連性が不明です。	関口①

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	フィリピン国ミンダナオ平和構築における広報業務にかかる業務委託契約
(2) 契約金額	40,364,952 円
(3) 履行期間	2014 年 12 月 1 日～2016 年 12 月 4 日
(4) 契約相手名称	株式会社国際開発ジャーナル社
(5) 担当部署	社会基盤・平和構築部

《随意契約理由》

◎ 開発援助関係者への幅広い、また継続的な情報発信をする上では、開発援助分野で最大の発行部数（25,000 部）を誇る「国際開発ジャーナル」誌を発行している、国際開発ジャーナル社との契約が不可欠。

・本契約は、JICA における平和構築支援事業についての十分な理解を必要とするが、国際開発ジャーナル社は、これまでの実績より、JICA 事業全般にかかる理解、国際協力分野における知見、JICA の平和構築・復興支援事業にかかる理解が確認できているため、JICA 事業広報の観点から、同社に取材・報道・記録を委託した。

2. 背景・経緯

- (1) 40 年に及び続いてきたミンダナオ紛争は、2014 年 3 月に包括的和平合意が締結され、バンサモロ新自治政府樹立に向け本格和平の実現への取組が進められている。日本政府・JICA は、和平合意前より支援を開始し、現在も「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」をはじめとする支援を行っている。
- (2) 新自治政府樹立までの期間は、平和構築のプロセスにおいて非常に重要で、JICA としても希少な知見を得られる時期であるが、通常のプロジェクト活動や広報、評価では、プロジェクト外の出来事である政治・社会変化の記録が難しく、プロジェクトの成果を振り返った際、「この取組は何故このタイミングで行われたのか」等を理解しにくい。本件は、JICA 支援を広報するに留まらず、移行期の政治・社会・経済状況の記録と共に JICA 支援を記録することにより、平和構築支援における妥当性や柔軟性の重要度の確認をも期待し、実施するものである。

3. 業務内容

- (1) フィリピン、特にミンダナオにて、バンサモロ新自治政府樹立に向けた動き、JICA 実施中の各支援プロジェクトや現地の政治・経済・社会状況を定期的に

取材し、JICA 事業の紹介や、ミンダナオ社会の平和構築の観点からの課題などを記事とする。

- (2) これを「国際開発ジャーナル」誌に掲載し、その内容を開発援助に関心のある一般読者に広く発信する。現地取材は2年間で計12回、記事掲載は24回とする。

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本件は、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で2014年に締結された和平合意により、2016年の誕生※に向けて動き出した「バンサモロ新政府」樹立への動きの過程について、これを支えるJICAの包括的な支援や、現地の政治・経済・社会の状況を定期的に取り上げ、継続的に、広く読者に伝えることを主たる目的とする。

※現時点ではバンサモロ自治政府樹立に必要な、「バンサモロ基本法」のフィリピン国会での承認が遅れており、同自治政府が2016年中に誕生する事は極めて難しくなっている。

- (2) JICAにおける平和構築支援の取り組みの中でも、非常に稀有な支援内容・形態・タイミングで行われている様々な取組を、タイムリーに、かつ分かりやすく読者に提供することを期待するもので、ターゲットとする読者は、開発支援に関心の高い層(開発コンサルタント、ゼネコン・商社他民間会社、研究者、NGO/NPO、学生、他)である。
- (3) 本件に求められる要件は、①ミンダナオ・バンサモロ地域の複雑な政治・社会状況をタイムリーに、十分に描き出し、読者に伝える取材力・文章力、②ターゲット層が継続的に読む媒体の保有、③JICAが行う平和構築・復興支援事業への適切な理解である。
- (4) これらを全て有する社は、以下のとおり国際開発ジャーナル社のみと判断する。

①取材力・文章力

同誌は、これまでにウガンダ、ブルンジ、南スーダン等におけるJICAの平和構築・復興支援事業について、継続的に取材、記事掲載を行っている。これらの記事において、各地の紛争の背景を理解し、かつJICAの平和構築支援におけるアプローチを理解した上で書いていることが確認できている。特に、国造りや行政官の育成を取材しつつも、紛争を経験した個人・コミュニティに焦点を当てた取材を並行して行うことなどを通じて、JICAが行う開発支援の持つ重層的な意味や影響を、分かりやすく伝えることに長けていると判断できる。

②ターゲット層が継続的に読む適切な媒体の保有

「国際開発ジャーナル」は発行部数25,000部であり、開発援助分野専門の和文月刊誌として最大。同誌は、開発コンサルタント会社(227社・団体)、シンクタンク、大学、商社、建設会社、官公庁などを主たる読者としている。類似の業界誌として「経済協力通信」(発行部数500部)、「アジア経済研究所ワールド・トレンド」(発行部数1,400部)があるが、部数で悠に及ばず、読者層も限られて

いる。また、月刊専門誌において、前掲①に挙げたような取材記事の掲載経験を持つ媒体は他にない。なお2年間、継続的な広報を行う媒体としては、月刊誌が最適であると判断している。

③JICAが行う平和構築・復興支援事業への適切な理解

前掲①のとおり、同誌がこれまでに掲載してきた JICA の平和構築・復興支援事業の取材記事を通じ、各地の紛争の背景や現状にかかる精緻な理解を踏まえた、JICA の支援事業内容についての正確な理解、コミュニティや個人への配慮等が確認できている。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	有償資金協力システムに係る運用業務
(2) 契約金額	104,468,486円(税込)
(3) 履行期間	2015年4月1日～2016年3月31日
(4) 契約相手名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(5) 担当部署	情報システム室システム第二課

《随意契約理由》

◎ 本業務を実施するためには、機構が実施する有償資金協力業務の内容を踏まえた上で、有償資金協力システムの詳細な構造を把握している必要があり、同システムの開発社であり、現在運用保守業務を実施中である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下NTTデータ社という）以外には実施することができないため。

・有償資金協力システムに係る運用業務委託先（NTTデータ社）は、現行有償資金協力システムの開発、保守及び運用を同一委託先とする一般競争入札（2002年2月公告）により選定された。

・開発、保守及び運用を同一委託先とした理由は、本システムに関する運用業務の難易度（各種例外処理やデータ直接修正の頻度等）を検討した結果、保守業務と運用業務の密接な連携が不可欠との判断に基づくもの。なお、保守及び運用契約に関しては、前年度の作業内容を確認した上で、翌年度の契約（1年分）を行う形をとっている。

2. 背景・経緯

(1) 現行の有償資金協力システム開発に際しては、2002年2月15日付の入札公告に基づく一般競争入札により、システム開発、保守及び運用を同一委託先とする調達を実施。入札評価を経て2002年5月17日に開札を行った結果、NTTデータ社が落札者となった。

(2) 2002年8月2日付の契約に基づくシステム開発作業は2005年5月に終了し、同年6月より稼働を開始。これに伴い、2005年6月以降の運用業務について、NTTデータ社との間で業務委託契約を締結。以後、前年度の作業内容を確認しつつ、毎年度の契約更新を行ってきている。

3. 業務内容

(1) 運用業務

- 1) 運行管理業務
運用スケジュール管理、システム起動・停止、バッチ処理（随時）実施、勘定系オンライン変更、等
- 2) システム監視業務
システム運行状況、バッチ処理等の監視、故障発生等に関する監視、システムリソース監視、等
- 3) 運用業務
故障一時切り分け、復旧・リカバリ対応、バッチ処理実施（日次、月次、年次）、エンドユーザ／システムユーザ管理、セキュリティファイル適用、プログラム等の資源配布、データ修正、等
- 4) ヘルプデスク業務
ユーザ問い合わせ対応、問合せ内容管理、等

(2) 各種管理

- 1) ドキュメント管理
運用関連ドキュメント整備、報告書作成（日次、月次）、等
- 2) 消耗品等管理

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本業務を実施するためには、機構が実施する有償資金協力業務の内容を踏まえた上で、有償資金協力システムの詳細な構造を把握している必要があり、同システムの開発社であり、現在保守を実施中である NTT データ社以外には実施することができないため。
- (2) 運用委託先として NTT データ社を選定した理由は、本件有償資金協力システムの開発に当たり、一般競争入札を行った結果、同社が落札者となったことによるもの。このため、現在の有償資金協力システムが稼働している間は、運用業務も NTT データ社に委託する予定である。
- (3) 有償資金協力システムの構築に際し、システム開発に加えて保守及び運用を同一委託先として調達を行った理由は、システム開発のノウハウを運用業務に反映し習熟度を高められること、及びシステム運用業務と保守業務の連携を高めることで円滑なシステム稼働の担保が可能となるとの判断に基づくものである。これについては、1999年に旧日本輸出入銀行（輸銀）と旧海外経済協力基金（基金）が統合されて国際協力銀行（JBIC）が設立されたため、現行有償システムも、旧両組織のシステムを統合する新たなシステムの一部として開発されたことが影響している。特に旧輸銀のシステムでは、運用に際して定期的かつ大量のデータ直接修正の実施、DBからの直接のデータ抽出／作表等を相当な頻度で実施しており、運用業務と保守業務の密接な連携が不可欠であった。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ギニア共和国首都飲料水供給改善計画フォローアップ機材（給水車）の調達
(2) 契約金額	143,014,000 円
(3) 履行期間	2015 年 1 月 22 日～2015 年 4 月 30 日
(4) 契約相手名称	クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社
(5) 担当部署	資金協力業務部

《随意契約理由》

- ◎ 事業の性質上緊急を要するため、競争性のある調達方法による契約は困難であり、緊急調達が可能な契約相手を調査したところ、対応可能な契約相手が本契約相手先以外に確認できなかったため。

2. 背景・経緯

(1) 世界保健機関（WHO）は 2014 年 8 月、西アフリカで感染拡大が続くエボラ出血熱について「国際的な公衆衛生上の緊急事態」とする声明を発表した。ギニアにおいては首都コナクリ市等において、エボラ出血熱の感染が拡大しており、2014 年 12 月時点で累計死者数が 1400 名を超える危機的状況にあった。

(2) コナクリ市は全人口の 3 割以上が集中し、配水管網の整備不足等により、郊外の給水範囲も含めた給水率が 50%に満たず、特に同市中心部の高台地区については、急激に増加する人口に水供給手段の整備が追い付かず、低地と比較し水供給量が著しく低い状況にある。

(3) 係る状況のもと、ギニア水道公社（以下、SEG）からは、「手洗いの励行」に必要な清潔な水の供与はエボラ出血熱予防対策として不可欠とし、水需要の逼迫する乾期に給水車を調達して欲しいとの強い要望を受けていた。

(4) SEG は、送配水管網が行き届かない地域に対し、①井戸無公共水栓の建設及び給水車による公共水栓への配水、及び②井戸付公共水栓の建設、により対応してきた。これらは給水可能区域を拡大するために極めて有益な手法であるが、①については SEG の所有する給水車が 7 台と限られているため、既存の給水車を最大限活用した状況でも公共水栓を十分に活用できていないのが現状であった。

(5) 上記、状況に鑑み本契約は、エボラ出血熱の感染拡大を抑制するため、コナクリ市の地域住民の衛生環境の改善を目的に給水車を調達するものである。

3. 業務内容

- (1) 飲料水の輸送及び配給するために使用する車輛 10 台の仕向地までの調達
 - 1) 仕向港までの輸送手配
 - 2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（原産地証明等）の確認と取得手配
 - 3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
 - 4) 船積書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
 - 5) 輸出通関手続き
 - 6) 貨物海上保険付保
 - 7) 経由国を通過するための諸手続き
 - 8) 上記に付随する業務

4. 特命随意契約の理由

(1) 本件で必要とされる仕様の給水車は、一般的にメーカーや商社が製品の在庫を有しておらず、注文生産での調達を余儀なくされるものであり、シャーシの製造工程を含めた全体工程に 5~6 か月を要する。3 月上旬までに先方が要求する仕様の給水車を 10 台供与するためには、給水車完成品またはタンク・ポンプ等の架装が早急に実施可能な状態のシャーシとこれに対する迅速な架装を同時に手配することが必須であった。

(2) 上記(1)の条件に基づき、隣国セネガルの業者 1 社、本邦の大手商社 3 社及び近年の無償資金協力案件において西アフリカ地域へ給水車の納品実績のある商社 2 社に本件の要件を満たす給水車を調達するために要する期間を聞き取ったが、2015 年 3 月上旬までに 10 台の給水車を迅速に調達することは困難であった。

(3) 一方、契約相手方は、オランダにある既存のシャーシと架装業者を活用し給水車を 10 台完成させ、2015 年 2 月にベルギーアントワープ港を出荷し、2015 年 3 月にギニアコナクリ港に入港することができるため、先方のニーズに応えることが可能であることが判明した。クラウンエイジェンツ・ジャパン社は、西アフリカを含む途上国向けの機材調達に豊富な経験を有することも踏まえると、先方の要件を満たすことのできる唯一の者であることから、同社を契約相手とした。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	エジプト国太陽光発電事業補足調査
(2) 契約金額	15,286,320 円
(3) 履行期間	2015 年 3 月 5 日～2015 年 6 月 30 日
(4) 契約相手名称	東電設計株式会社
(5) 担当部署	中東・欧州部

《随意契約理由》

◎ 契約相手方は、「エジプト国太陽光発電事業準備調査」(以下、「先行調査」)において企画競争を経て選定された委託先であることから技術的優位性は担保されており、先行調査を通じてエジプトの太陽光発電分野の状況やプロジェクトサイトの状況、国内メーカーの製品の情報を熟知しており、今次追加調査の業務を迅速かつ的確に実施することができるのは同社のみと判断した。

・2012 年 12 月に「エジプト国太陽光発電事業準備調査」(以下、「先行調査」)が終了。本邦技術活用条件 (STEP) を適用する円借款候補案件として検討を開始したが、その後、エジプトの政情不安により本案件を含む新規円借款案件の検討が保留。2014 年に新規円借款案件の検討が再開され、同年 12 月にエジプト政府から本案件の正式要請が提出されたのを受け、日本技術の優位性及び事業費の見直しが必要となり、本補足調査を実施することとなった。

2. 背景・経緯

- (1) 2012 年 12 月に今次追加調査の先行調査にあたる「エジプト国太陽光発電事業準備調査」が終了し、同調査結果に基づき、本邦技術活用条件 (STEP) を適用する円借款候補案件として検討を開始。その後、エジプトの政情不安により本案件を含む新規円借款案件の検討が保留されることになった。2014 年に入り新規円借款案件の検討が再開されることになり、同年 12 月にはエジプト政府から日本政府に対し本案件の正式要請が提出された。
- (2) 正式要請を踏まえた機構での検討の結果、基本設計から見直す必要はないものの、2 年程度の間技術革新が進み、新たな技術が生み出されていることがわかったため、先方の要望通り STEP の適用を目指すためには、現在の日本の技術の優位性を明確にする必要がでてきた。また、事業費、運用効果指標、経済

財務分析についても見直しが必要となった。そこで先行調査を補足するための調査が必要となった。

3. 業務内容

- (1) 日本技術の優位性の検討
- (2) 事業費再積算・検証
- (3) 本事業の概略事業費の積算
- (4) 本事業において想定される運用・効果指標の改定
- (5) 本調査に基づく費用及び便益の見直し、経済財務指標の再計算
- (6) 対エジプト政府説明資料作成
- (7) エジプト政府への説明

4. 特命随意契約の理由

- (1) 先行調査当時、エジプトは太陽光発電に適した土地であることは認識されていたものの、1MW以上の出力をもつ太陽光発電所は存在しておらず、当調査において今次追加調査の契約相手方である東電設計株式会社は、プロジェクトサイトに気象観測システムを設置して1年間の観測を行い、主要太陽光モジュール3種類について日照量データの取得及び検証、太陽光モジュールへの検証を行った。また、本事業の主要コンポーネントとなる太陽光モジュール及び蓄電池について国内主要メーカーにヒアリングを行い、上記プロジェクトの気象観測結果を踏まえつつ、各種製品の性能、特性を検討した上で基本設計を行っている。また、これらに要した関連データも契約相手方が有している。
- (2) 契約相手方は、先行調査において企画競争を経て選定された委託先であることから技術的優位性は担保されており、同調査を適切に実施した。先行調査を実施した同社は、エジプトの太陽光発電分野の状況やプロジェクトサイトの状況、国内メーカーの製品の情報等を熟知しており、今次追加調査の業務を迅速かつ的確に実施することができるのは同社のみである。また、仮に他社が実施する場合には、先行調査の詳細内容に係る照査や国内メーカーやエジプト関係機関との関係構築等に係る追加の時間及びコストが必要になることから、同社と特命随意契約を締結するのは妥当と判断した。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ヨルダン政府のスクーク発行可能性調査にかかる契約
(2) 契約金額	77,478,602 円
(3) 履行期間	2015 年 3 月 16 日～2015 年 10 月 15 日
(4) 契約相手名称	Islamic Corporation For The Development of The Private Sector (ICD)
(5) 担当部署	中東・欧州部

《随意契約理由》

- ◎ ICD は国内市場に特化したスクーク（イスラム債）技術支援の実績を有し、同技術支援を提供する世界で唯一の機関であることから、ICD への特命随意契約とせざるをえない。

2. 背景・経緯

(1) 2014 年 3 月に世界銀行（世銀）と協調融資した円借款「財政強化型開発政策借款」の政策課題を達成するため世銀と役割分担し、改革政策の一つである「スクーク（イスラム金融債権）発行」に関しては JICA がヨルダン政府に対して技術支援をすることとなった。

(2) スクーク発行は、シリア難民大量受入やエネルギー問題等で財政圧迫を強いられているヨルダン政府が、ドナーからの援助資金等に頼ることなく主体的に資金調達をすることを可能とするものであり、新規に供与を検討している開発政策借款においても政策目標の一つとして設定している。

3. 業務内容

(1) 国内市場におけるスクークの発行支援

- 1) 裏付け資産の査定
- 2) スクーク・ストラクチャーの選定と組成
- 3) イスラム法（シャリア）適合性の確認と認証（ファトワ）発行
- 4) ITシステムの分析等
- 5) 国際市場におけるスクーク発行のベストプラクティス紹介のためのワークショップ等。

4. 特命随意契約の理由

技術支援にあたっては、当該国の国内債券市場でのスクーク発行に必要な技術支援実績がある機関への委託が必要となる。ICD は国内債券市場に特化した技術支援の実績を有し、同技術支援を提供する世界で唯一の機関であることから、ICD への特命随意契約とせざるをえない。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2014-2015 年度イラク向け円借款事業実施にかかる第三者モニタリング (V)
(2) 契約金額	199,393,819 円
(3) 履行期間	2015 年 3 月 9 日～2016 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	United Nations Development Programme
(5) 担当部署	イラク事務所 (中東・欧州部)

《随意契約理由》

- ◎ 現在のイラク国における治安状況に鑑み、事業進捗監理の要であるイラク全土に展開される円借款事業サイトでの現場踏査を、関係者の安全を確保しつつ円滑に事業を実施できる機関は唯一 UNDP のみであるため。
- ・ 本契約は、不正な資金の流用を防ぎ、効率的かつ効果的に事業を実施することを目的とし、UNDP との間にイラク向け円借款案件の調達・貸付実行を含む進捗監理業務を支援に係る委託契約を締結するものである。

2. 背景・経緯

- (1) イラク国は過去数十年にわたり制裁や紛争下にあったため、新政府が 2006 年 5 月に正式に発足したものの、国際商慣習に不慣れであることによる事業の遅延や、紛争後の混乱による汚職や不正が懸念されていた。そのため、円借款事業において適切な案件監理を実施し、透明性および説明責任を確保しつつ、資金の適正な使用を担保することは JICA にとって喫緊の課題であるとの認識から、JICA は UNDP との間で、2009 年 8 月以降、4 期に渡り「イラク向け円借款事業実施にかかる第三者モニタリング」契約を締結してきた。
- (2) イラク国では 21 件の円借款事業が実施中であり、さらに新規 2 案件のプレッジ (事前通報) が行われ、同国の社会経済状況に鑑み迅速な実施が求められている。しかしながら、治安上の問題により、JICA 事務所員 (含むナショナルスタッフ) の国内における移動は制限されており、現場踏査は容易でなく、現在実施中の「イラク向け円借款事業実施にかかる第三者モニタリング機関」契約を通じた、継ぎ目ない調達支援・実施促進が必要となっている。
- (3) また JICA と UNDP は、ミレニアム開発目標の達成に向けた協力関係の強化を目的とした業務協力協定を 2009 年 11 月 24 日に締結しており、今回の業務についても、同協定の枠組の下での具体的取り組みといえる。

3. 業務内容

- (1) 事業実施（調達及びディスバース）モニタリング・促進：詳細は4.(3)参照。
- (2) イラク政府実施機関に対する人材育成：詳細は4.(3)参照。

4. 特命随意契約の理由

(1) 安全対策措置

イラクの治安状況は改善傾向にあるものの、未だ散発的な衝突や爆発事件が散見される。そのような状況下、事業サイトの現場踏査を含む円借款事業の施工監理を実施するには十分な安全対策措置が必要である。一方、JICA 事務所員（含むナショナルスタッフ）の国内における移動は制限されており、現場踏査は容易ではない。また民間コンサルタント等は独自の治安対策措置を有しておらず、移動にはセキュリティ会社による警備が必須とされるため、活動範囲が限定される。UNDP はイラクでの長年に亘る業務展開を通じて各地方拠点の事務所が独自のセキュリティールールを確立しており、関係者の安全を常時確保できる体制を備えている。

(2) 事業拠点

イラク国における円借款事業サイトは、北部、中西部、南部と点在して位置しており、各地域にアクセスできる拠点を有する企業・機関は UNDP のみである。UNDP は、国内 5 箇所（Baghdad、Basra、Ramadi、Najaf、Erbil）に拠点を有しており、各拠点に常駐するスタッフによる円借款事業現場へのアクセスが可能である。

(3) 現契約による成果

JICA は UNDP との間で、2009 年 8 月以降、4 期に渡り「イラク向け円借款事業実施にかかる第三者モニタリング」契約を締結してきたが、同契約においては、以下のような支援効果が発現しており、本案件についても同種の効果が期待される。

- ① 事業実施促進：イラク政府実施機関に対し、円借款事業実施中の実例をもとに、第三者として中立的な立場から分析・提言を行い、課題に対する研修を行う。これにより、実施機関として求められる関連ガイドラインの理解が促進され、実際の入札手続きや支出手続き等が迅速化している。月間進捗報告（Monthly Progress Report）を通じた実施機関－UNDP/JICA 間の密な情報交換を通じ、Pro-active な視点を伴う事業管理能力が双方で向上している。
- ② 制度改善：イラク政府の監督省庁（首相府、財務省、計画省等）に対し、個別案件で生じた事例をもとに横断的な課題を抽出し、制度改善を促している（国内制度・規制とドナーのガイドラインとの関係整理、開発事業における税の扱い等）。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2014 年度課題別研修「アフリカ地域障害者の自立生活とメインストリーミング」研修委託契約
(2) 契約金額	7,601,697 円
(3) 履行期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 9 月 26 日
(4) 契約相手名称	特定非営利活動法人 DPI 日本会議
(5) 担当部署	東京国際センター

《随意契約理由》

◎ 特定非営利活動法人 DPI 日本会議は、国際障害当事者団体 Disabled Peoples' International (DPI) の日本法人として、全国・地域の障害当事者組織が集まり結成された組織で、下記の通り本研修目標達成に必要な要件（障害当事者組織としての組織運営経験、障害種別を超えた講師との人的ネットワーク、国内外の障害者施策の推進に関する活動経験、障害者の自立生活促進に関する知見、アフリカでの国際協力経験、タイでの在外補完研修運営能力）をすべて有する国内唯一の機関である。

2. 背景・経緯

- (1) 障害者権利条約（2008 年発効、2014 年日本政府批准）においては、第 32 条で国際協力の重要性を強調し、障害者にとってインクルーシブかつアクセシブルな国際協力事業を実施するよう締約国に求めている。
- (2) 「アフリカ障害者の 10 年」行動課題では、アフリカ地域の開発戦略における障害問題のメインストリーミングを目的として、日本がアジア地域との協力のもと各種取り組みを実施することが明記されている。
- (3) 国際社会の潮流や障害者権利条約などを踏まえ、JICA では、①障害インクルーシブな政策・制度の整備、②障害インクルーシブな事業の実践、③障害者のエンパワメントを障害者のインクルージョンを実現するため中間目標として設定している。
- (4) 上記潮流や JICA の方針に基づき、2002 年度～2009 年度、2011 年度～2013 年度、そして 2014 年度から本課題別研修を実施している。

3. 業務内容

- (1) 研修計画（カリキュラム）、研修日程の作成及び調整
- (2) 講師・見学先の選定、講義・見学依頼に関する連絡調整
- (3) テキストの選定、翻訳、印刷、製本
- (4) 講義室、資機材の手配

- (5) 研修監理員との連絡調整
- (6) 講義への同席、見学先への同行及びファシリテーション
- (7) 研修員からの技術的質問への回答、技術レベルの評価
- (8) 研修に係る諸経費支払い手続き
- (9) 業務完了報告書、経費見積書・精算報告書作成

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修は、アフリカ地域の障害当事者組織幹部及び障害者福祉担当行政官を対象に（障害当事者を優先）、障害当事者組織の強化と行政能力の向上による開発施策の中での障害問題の主流化を目指し、障害当事者の自立生活促進をその切り口として本邦及びタイでの研修を実施している。
- (2) 上記の研修目標達成に向けて、研修委託先には、①障害当事者組織としての組織運営の経験、及び障害種別を超えた講師の確保等障害当事者との人的ネットワーク、②国内外の障害者施策の推進に関する知見、③障害者の自立生活促進に関する知見、④アフリカでの国際協力の経験、⑤タイでの在外補完研修運営能力を有することが求められる。
- (3) 特定非営利活動法人 DPI 日本会議は、
 - ①国内の障害当事者の全国・地域組織が集まり結成された障害種別（精神障害・知的障害・身体障害）を超えた障害当事者団体であり、1986年の設立以来蓄積された障害当事者団体としての組織運営経験・活動実績を有する。また、全国の障害当事者団体とのネットワークを有し、障害種別を超えた講師を確保できる。
 - ②国際障害当事者団体 Disabled People's International (DPI) の日本法人であり、国連関係機関への諮問資格を持つ国際 NGO として我が国唯一の存在である。これまで国内外で政策形成過程への障害当事者の参画や障害者権利条約の推進に向け、障害者の主体的参加を牽引してきた活動実績を有する。
 - ③DPI 日本会議の加盟団体であるヒューマンケア協会は日本初の本格的な自立生活センターであり自立生活センターの基盤を築いてきた歴史がある（1986年設立）。障害者の自立生活促進に関しては同協会が十分な知見を有しているが、同協会の協力を得て、自立生活促進に向けて必要な講義・演習アレンジをすることができる。
 - ④また、上記ヒューマンケア協会は各国での支援活動を行っているが、2013年4月から南アフリカ共和国で草の根技術協力事業（パートナー型）「障害者地域自立生活センター設立に向けた人材育成」を実施しており、アフリカでの国際協力経験を有する。（本コース帰国研修員には、上記事業のカウンターパートが含まれ、よい相乗効果を生んでいる。）
 - ⑤本コースでは、日本とアフリカ参加国の中間レベルの国であるタイで、今後の自国での活動に向けより明確なビジョンを持つため在外補完研修を実施している。障害当事者の受入にあたっては特別な配慮や手配が必要となるが、DPI はバンコ

クに地域事務所を有しており、研修計画の作成や現地での講師の確保が可能である。

- (4) 上記 DPI 日本会議の機能や知見は、本研修目標達成に必要であり、DPI 日本会議がそれらをすべて有する国内唯一の機関である。

以 上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2014年度国別研修インドネシア「教員養成機関指導者育成研修」研修委託契約
(2) 契約金額	3,450,440円
(3) 履行期間	2014年5月13日～2014年8月20日
(4) 契約相手名称	株式会社国際開発センター
(5) 担当部署	東京国際センター

《随意契約理由》

◎本研修は「前期中等教育の質の向上プロジェクト（2009-2013）」のフォローアップという位置づけであり、先行プロジェクトの指導内容や成果を踏まえて一体の活動として実施する必要があるため、同一の機関が実施することが必須である。株式会社国際開発センターは、先行プロジェクトを受注しており、インドネシアの教育事情及び教員養成機関の教員を取り巻く状況、ニーズ等についても十分な知見を有していることから、本研修を実施できる唯一の機関である。

- ・本研修は教員養成大学の教員を対象とし、日本の教育現場における授業研究の意義及び実践方法を学ぶことにより、先行プロジェクトで導入された授業研究の質をさらに向上させることを目指して実施されるものである。

2. 背景・経緯

- (1) 対象国では前期中等教育の質、特に教員の質の低さが大きな問題であることから、JICAは「前期中等教育の質の向上プロジェクト（2009～12）」を実施し、授業研究や参加型学校運営改善を実施・普及するための中央行政、地方行政、教育機関の能力強化及び連携強化を行った。その結果、授業研究は国家教育政策である「新任教員研修プログラム」に含まれると共に、教育文化省傘下の全国の教育の質保証機関、宗教省傘下の全国の地方教育研修センターの研修にも導入され、主要教員養成大学でも授業研究活動が実施されている。
- (2) かかる背景の下、本研修は特に教員養成大学の教員対象に、先行プロジェクトで導入された授業研究に関し、プロジェクト成果定着のため、日本の教育現場において意義及び実践方法を学び、質をさらに向上させることを目指して実施されるもので、先行プロジェクトのフォローアップと位置づけられる技術協力個別案件（国別研修）として採択された。

3. 業務内容

(1) 研修開始前

- ・ 研修日程調整、講師・見学先・実習先の選定、連絡・確認
- ・ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

(2) 研修実施

- ・ コースオリエンテーション実施
- ・ 研修員の技術レベルの把握、研修員からの技術的質問への回答
- ・ 研修員作成の技術レポート等の評価、評価会・技術討論会の準備、出席

(3) 研修終了後

- ・ 研修監理員からの報告聴取
- ・ 諸経費支払い手続き
- ・ 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ・ 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修は「前期中等教育の質の向上プロジェクト（2009-2013）」のフォローアップという位置づけであり、先行プロジェクトの指導内容や成果を踏まえて一体の活動として実施する必要があるため、同一の機関が実施することが必須である。
- (2) 先行プロジェクトでは教育行政官を対象として授業研究の全国普及に関する基盤づくりを行ったが、本研修ではその成果を今後インドネシア側が自立的に普及できるよう、教員養成校教官を授業研究普及のリソースパーソンとして養成するものである。
- (3) 株式会社国際開発センターは、先行プロジェクトを受注しており、インドネシアの教育事情及び教員養成機関の教員を取り巻く状況、ニーズ等についても十分な知見を有している。
- (4) また、本研修で扱う授業研究は「学びの共同体」型と呼ばれ、教員単体のスキル向上だけでは成り立たず、校長や保護者、周辺住民が参加し協力があって成り立つものである。具体的には、教室で実施する「協同的学び」、職員室においては他教員との「同僚性の構築」、学校周辺での「保護者や市民の学習参加の実践」の3つの要素が鍵となる。株式会社国際開発センターは、「学びの共同体」型授業研究を先行プロジェクト以外の場でも自主的に研究しつつ、学会への参加を続けており、同手法を熟知している。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	タンザニア国別研修「地方政府改革プログラム」コースに係る委託契約
(2) 契約金額	1,075,313 円
(3) 履行期間	2015 年 3 月 18 日～2015 年 5 月 11 日
(4) 契約相手名称	特定非営利活動法人植物資源の力
(5) 担当部署	関西国際センター

《随意契約理由》

◎ 本件は、関西国際センターが直接、企画・運営している国別研修「タンザニア地方政府改革プログラム」の一部として実施する、熊本県水俣市での研修（地域環境保全活動の視察、関係者との意見交換など）への対応を、当該活動に携わる団体に一括して委託したものである。水俣市において、環境系の活動を行い、英語で業務が遂行でき、かつ研修の調整・実施・運営が可能な体制を持つ組織は本相手方のみである。

2. 背景・経緯

- (1) 本研修は、タンザニアで実施中の「地方政府改革プログラム」の一環として 2013 年から 2017 年の 5 年間実施されている。本研修の主な目的は、タンザニア及び日本の地方分権化改革、地方行政の経験共有化であり、関西国際センターが直営で研修日程の組み立てを行っている。
- (2) 本研修では毎年約 7 週間の研修日程を組んでおり、日程の大部分は、大阪、兵庫で実施されているが、研修後半の約 1 週間、熊本県水俣市を訪問し、①水俣病の歴史、②水俣病発生後の水俣市の復興への取り組み、③水俣市の環境政策、④水俣市越小場村を事例とした『地元学』学習、についての現地研修を行っている。
- (3) 日本国内随一の公害の町となった水俣での地元の人々の関係性改善や、2008 年に「環境モデル都市」の指定を受け日本で唯一の「環境都市」となるに至った経緯や、行政と地元の人々の取り組みを学び、タンザニアの地方政府強化に反映させていくことを目指している。

3. 業務内容

(1) 研修開始前

- ・ 研修日程調整、講師・見学先・実習先の選定、連絡・確認
- ・ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- ・教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- (2) 研修実施
- ・コースオリエンテーション実施
 - ・研修員の技術レベルの把握、研修員からの技術的質問への回答
 - ・研修員作成の技術レポート等の評価、評価会・技術討論会の準備、出席
- (3) 研修終了後
- ・研修監理員からの報告聴取
 - ・諸経費支払い手続き
 - ・業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
 - ・関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修は関西国際センターが直営で（各訪問先との直接連絡を取り日程調整を実施して研修プログラムを組み立てて）実施している。このうち、熊本県水俣市における研修（行政と住民が一体となり取り組む環境保全行政の視察及び関係者との意見交換等）への対応に関しては、地元にて同活動に携わるNPOに一括して委託することとした。同委託契約の対象期間は、7週間の研修プログラムのうち1週間である。経済発展が進むタンザニアでも水俣病と同じ水銀による公害病のリスクが生じていることから、公害病（水俣病）の発生により住民と行政の信頼関係が崩れた最悪の状況からの地域社会再生・復興の事例と教訓の習得を目指している。
- (2) 契約相手先である特定非営利活動法人植物資源の力は、水俣市において、環境系の活動を行い、英語で業務が遂行でき、かつ研修の調整・実施・運営が可能な体制を持つ唯一の組織である。
- (3) また、水俣市からは、水俣病問題という特殊なテーマを扱うにあたり、自らがこれを行うよりも、患者及び遺族・企業・行政のいずれにも属さず、中立的な立場で業務が遂行できる団体を取りまとめ役になることが適当との提言があったことも理由の一つである。

以上